

令和2年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 日 時 令和2年7月21日(火) 13時30分から14時30分まで
- 場 所 介護予防センター ホール
- 出席委員 小倉 和也 会長、李澤 隆聖 副会長、松川 充 委員、澤口 公孝 委員、小柳 達也 委員、古戸 良一 委員、高橋 薫 委員
※荒川 繁信 委員は欠席
- 事務局 福祉部長兼福祉事務所長、福祉部次長兼高齢福祉課長、参事兼地域包括支援センター所長、高齢福祉課職員

次第1. 開 会

■司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度 第1回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は、委員8名中7名の方が出席で、過半数以上の出席となっておりますので、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条の規定に基づき、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。ここからは、会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■会長

皆様、本日はお忙しいところご出席くださりまして、ありがとうございます。

これより、議事に入らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日は、事務局より3件の議事が提出されております。

はじめに、(1) 令和元年度 地域包括支援センター事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(1) 令和元年度 地域包括支援センター事業報告について

■事務局

令和元年度地域包括支援センター事業報告について、ご説明いたします。着席にて失礼いたします。

委員の皆さまには、事前に資料を配付させていただいておりますので、ポイントを絞ってご説明いたします。

資料1をご覧ください。1. 地域包括支援センター運営協議会については、昨年度は2回開催し、資料記載の案件についてご審議いただきました。

2. 総合相談支援業務についてですが、(1) は市包括及び高齢者支援センターで対応した総合相談の件数となっております。昨年度における高齢者支援センターの相談件数は、平成30年度より1,000件余り増加いたしました。委託から2年が経過し、高齢者支援センターが地域の身近な相談窓口として認識されているものと考えております。相談内容、相談者の内訳は2ページにかけて記載のとおりとなっております。

(2) 困難及び虐待対応回数については、資料記載のとおりとなっております。課内会議の件数が大幅に増加していますが、これは昨年度から虐待事例検討会を開催しているこ

となどが要因となっております。

(3) 高齢者見守りネットワーク事業については、設置町内は 35 町内と横ばいですが、高齢者支援センターと町内との話し合いや働きかけが積極的に行われており、今後の連絡会の立ち上げが期待されます。

3. 権利擁護事業の(1) 成年後見制度についてですが、昨年度の相談件数は 172 件となっております。また、市長が成年後見制度の利用申立てを行う市長申立てについては 10 件となっております。

3 ページをご覧ください。(2) 高齢者虐待の取組状況についてですが、昨年度の新規の相談件数は 52 件のうち、疑いを含む 35 件が虐待件数となっております。35 件の支援状況については、右側の表に記載のとおりです。当市における養護者による高齢者虐待の特徴についてですが、身体的、心理的虐待が多くなっております。被虐待者は女性が多く、虐待をしていた養護者の続柄は息子と夫が主となっております、介護負担や経済的問題が要因となっております。

4 ページをご覧ください。(4) 啓発活動については、記載のとおりとなっております。

続いて、(5) 市民後見推進事業についてご説明します。①八戸市市民後見推進協議会は、昨年度 4 回開催しております。家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦を依頼された際には、本協議会での検討を経て推薦しており、現在 3 人の市民後見人が活動しております。

②市民後見人養成研修については、平成 28 年度に続き、3 回目の開催となります。本研修は八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として圏域の住民を対象に開催しており、県内では初めての広域での取組となりました。受講者 18 人のうち 17 人が全課程を修了し、市民後見人候補者として登録いたしました。

5 ページをご覧ください。4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についてですが、(1) 包括的支援事業研修会は、例年どおり 3 回開催しております。

(2) 地域ケア会議についてですが、高齢者の個別課題を検討する地域ケア個別会議は 67 回、地域の共通課題の解決策を協議する圏域ケア推進会議は 21 回、高齢者支援センターが開催いたしました。また、新たな資源開発や政策形成等を図る地域ケア推進会議は、市包括において 2 回開催しております。3 月に開催しました推進会議では「これからの高齢者支援」をテーマに協議し、各町内で取り組まれている見守りネットワークの連携、情報共有を促進することを目的とした協議会の組織化が提言されたことから、今年度は組織化に向けた検討を行うこととしております。

(3) 介護支援専門員に対する個別支援については、市包括と高齢者支援センターにおいて 281 件の相談に対応いたしました。

5. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務については、6 ページから 7 ページにかけて記載のとおりとなっております。

6. 在宅医療・介護連携推進事業についてですが、7 ページから 8 ページにかけて記載のとおり、八戸市医療・介護関係者多職種連携研修会と八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会を開催しております。

続いて、7. 認知症施策の推進について、ご説明いたします。(1) 認知症地域支援推進員の配置については、市包括と高齢者支援センターに計 25 人を配置し、認知症の方などを支援しております。(2) 八戸市認知症ケアパス作成・配布については、昨年度は紙媒体による周知に加え、ケアパスの周知動画を作成し、市公式 SNS などで発信いたしました。資料掲載の QR コードより動画をご覧ください。

9 ページをご覧ください。(3) 認知症初期集中支援事業についてですが、資料記載のとおり認知症の人やその家族などに対し、初期支援を実施しております。

10 ページをご覧ください。(4) 高齢者福祉合同研修会についてですが、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として資料記載のとおり開催しております。

8. 生活支援サービスの体制整備については、10 ページから 11 ページにかけて記載しております。昨年度は、例年実施している協議会と住み慣れた地域での生活を考えるワークショップに加え、対象区域を絞り地域課題の明確化と解決策の検討を行う「地域密着ワークショップ」を開催いたしました。

9. 介護予防事業の(1)通所型及び訪問型介護予防事業の利用状況については資料記載のとおりとなっております。運動機能向上事業については、30年度より大きく減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、3月は事業を中止したことのほか、デイサービスの多様化が進んでいること、委託業者の事業所の移転により入浴サービスの提供がなくなったことなどが要因であると考えております。

なお、昨年度は訪問型サービスとして、「訪問型日常生活支援事業」と「低栄養改善事業」の2つのサービスを創設いたしました。「訪問型日常生活支援事業」は、ホームヘルプサービスより人員基準等を緩和したサービスです。掃除や洗濯、調理、買い物などの生活援助に限定していること、市が指定した研修を修了した者がサービスを提供可能なことが特徴となっており、八戸市シルバー人材センターに委託し実施しております。

「低栄養改善事業」は、市の管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養相談や食事の献立、調理方法の指導など、低栄養状態の改善に必要な食生活指導プログラムを提供するサービスとなります。今後も事業者や関係者と協議を重ね、住民等の多様な主体が参画するサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

12ページをご覧ください。10. 任意事業等の(1)キャラバン・メイトの支援及び認知症サポーター養成講座については、資料記載のとおりとなっております。

13ページをご覧ください。(2)認知症フォーラムについては、例年同様に認知症の人と家族の会青森県支部に委託し開催しております。

(3)あんしんカード事業については、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施しており、昨年度末現在321の方が登録しております。八戸警察署と連携を密にして周知したことにより、徐々に登録者数が増加しております。

11. その他については13ページから15ページに、12. 高齢者保健福祉サービスに関する啓発活動については16ページに記載のとおりとなっております。

13. 地域包括支援センター推進事業の実績については、一部訂正がございます。平成30年度となっておりますが、令和元年度のものとなります。実績については記載のとおりとなっております。

以上で、令和元年度の事業報告とさせていただきます。

■会長

ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

■副会長

13ページのあんしんカード事業についてですが、使わずに済むことに越したことはないのですが、昨年度はカードの交付を受けた方321名のうち、どれくらいの方々が警察に保護され、ご家族への連絡に結び付いたのでしょうか。

■事務局

保護された高齢者の中であんしんカードを持っていた人数についてですが、警察のほうで人数を数えていないという事情がありまして、市では明確な人数を把握できておりません。

ただ、実際に保護された方が、警察やケアマネジャーから勧められて登録に至っているケースは多くみられております。

■副会長

わかりました。ありがとうございます。

■会長

これについては、警察との協議で人数を報告していただくということは難しいのでしょうか。

■事務局

市としても人数を把握しておきたいので、その方向でお願いしているところです。

ただ、昨年度までの分については、遡っては教えていただけないということでしたので、今年度以降の数について情報をいただけるよう協議しているところでした。

■会長

是非協議を進めていただいて、状況を教えていただければと思います。

■委員

私もあんしんカードについてお伺いします。ケアマネさんたちが「持った方がいいですよ」と勧めて、認知症の方が携帯するものなのでしょうか。あんしんカードを見たこともありませんでしたので教えていただけますか。

■事務局

あんしんカードは、カードに番号が振られていますので、番号を服に書いていただいたりすると、警察に保護された際には、カードを携帯していなくても本人を特定することが可能となります。

あんしんカードの交付につきましては、本人から申し出がある場合や家族からの申し出がある場合など、様々なケースがございます。先にご説明したように、ケアマネジャーや高齢者支援センターからお勧めする場合も含めて様々なケースがございます。

■委員

番号で対象となる方を特定できるということですね。わかりました。

■事務局

補足いたしますと、あんしんカードには名前は書かれておらず、番号だけが書かれております。その番号が本市と警察の方に登録されておりますので、番号でご本人を特定することができ、ご家族に速やかにご連絡することが可能となっております。

■委員

カードは首から下げたりしているのでしょうか。

■事務局

その方によって違うとは思いますが、カードはぶら下げるというよりも、衣服のポケットに入れたり、靴の中に入れたりしています。

■委員

私、是川地区に住んでおりまして、是川中学校の近くで畑仕事をしています。先日、いつものように畑仕事をしておりましたら、55～56歳くらいの女性から「すみません」と声をかけられました。そして、「この道はどれくらいで抜けられますか」と尋ねられました。抜けられるという表現がピンと来なかったもので、どこに行きたいのか尋ねたところ、「田向に行きます」ということでした。田向に行きたい人が島守方面へ行く道を歩いていたわけです。目的の田向とは逆方向に進んでいたもので、道に戻るよう勧めました。帰宅後、家族にこの話をしましたら、認知症の人だったのではないかと言われまして、心配になったことがありました。道を戻れば民家も多く、地域住民の目にも触れる機会が多くなりますので、何とかなかったのではないかと考えているのですが。

あんしんカードのお話を伺いまして、カードを首から下げたり、認知症の方だとわかるような目印があれば対応しやすいのにといい、お話ししました。

■事務局

そういう方にお気づきになった際には、すぐに高齢者支援センターのほうにご連絡いただければと思います。その気づきが大変重要なところで、速やかな連絡が事故などの防止にもつながりますので、よろしく願いいたします。

■会長

そのほか、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

■委員

1ページの相談内容内訳のうち、「サービス利用」の件数が一番多いなと思って資料を見ておりましたが、「サービス利用」というのは介護保険のサービスを利用するとか、そういうことでしょうか。少し詳しく教えてください。

また、「その他」の件数も非常に多くなっているなと思っておりましたが、この内容についても教えていただけますでしょうか。

■事務局

相談内容内訳の「サービス利用」については、委員からお話がありましたとおり、介護保険サービスの利用に関する相談になります。介護保険の申請前の方からの「デイサービ

スを利用したいが、どのような手順で手続きを進めていけばいいか」といった基本的なご相談を含めて、介護保険制度、介護保険サービスに関する相談ということで件数が多くなっております。

「その他」につきましては、医療機関の受診に関する相談が多くなっておりまして、認知症のご家族の受診に関するご相談や、受診する診療科のご相談が多くなっております。

■委員

2ページに記載されている「市長申立て件数」の内容について、教えていただけますでしょうか。

■事務局

「市長申立て」は、成年後見制度の申立てをした者が市長という意味になります。

成年後見制度というのは、四親等以内の親族が申立てを行うことができるのですが、家族がいなかったり、音信不通であったりと、親族が申立てを行うことができない場合に市長が申立てを行うというものになります。

■会長

そのほか、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

■委員

13ページの認知症フォーラムの開催日が令和2年11月10日になっていますが、令和元年でよろしいですね。

■事務局

令和元年11月10日になります。失礼いたしました。

■会長

ほかになれば、令和元年度の事業報告について承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和元年度地域包括支援センター事業報告について、承認することといたします。

(2) 令和2年度 地域包括支援センター事業計画について

■会長

続きまして、(2) 令和2年度地域包括支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、令和2年度地域包括支援センター事業計画について、ご説明いたします。着席にて失礼いたします。

資料2の1ページをご覧ください。令和2年度地域包括支援センターの体制については、(1)の設置概要に記載のとおり、引き続き、高齢福祉課内に設置する基幹型地域包括支援センター1か所と、外部委託の高齢者支援センター12か所の体制となります。

なお、本年4月より介護予防センターが新設となり、8月11日からは本日の会場となっておりますこちらで業務を開始いたします。所管業務や施設の概要については、運営協議会閉会後の見学会においてご説明させていただきます。

続いて、(2)の職員配置状況についてですが、本日配付いたしました正誤表の右側の表のとおりとなっております。今年度は基幹型の職員が10人、会計年度任用職員が3人。高齢者支援センターが60人。計73人の体制となっております。

2ページをご覧ください。こちらは、市包括と高齢者支援センターの担当地区の分担表になります。市包括を3チームに分け、各高齢者支援センターとの連携のもと業務を進めてまいります。

3ページをご覧ください。3. 令和2年度 八戸市地域包括支援センター事業計画につい

て、ご説明します。今年度も、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、包括的支援事業及び介護予防事業を進めてまいります。具体的な取組といたしましては、(4) 事業実施計画に記載のとおりとなります。

まず、①共通的支援基盤事業は、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営の確保を図ることを目的とするもので、運営協議会の開催などとなります。

②包括的支援事業のア. 総合相談支援業務については、各種相談への対応のほか、地域ケア推進会議で提言されました見守りネットワークの連携、情報共有を促進することを目的とした連絡会の組織化に向けた検討を進めてまいります。

イ. 権利擁護業務については、資料記載のとおり高齢者虐待や成年後見制度に関する事業を引き続き行ってまいります。

4 ページをご覧ください。ウ. 包括的・継続的ケアマネジメントについてですが、丸の2つ目、各高齢者支援センターが主催する地域ケア個別会議及び圏域ケア推進会議の開催は、資料記載の回数を目標に開催を予定しており、市では計画的な実施に向けた支援をしてまいります。

なお、目標回数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、年度当初の数か月開催を自粛したことから、例年より回数を減らしております。

エ. 在宅医療・介護連携の推進については、資料記載のとおりとなっております。

オ. 認知症施策の推進についてですが、丸の3つ目、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施している高齢者福祉合同研修会については、関係町村との協議により、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今年度の開催は見合わせることでしております。

カ. 生活支援サービスの体制整備については、資料記載のとおりとなっております。

続きまして、③介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業及び介護予防ケアマネジメントの3つで構成されており、今年度も従来どおりの内容で実施してまいります。

④家族介護支援事業、⑤指定介護予防支援事業、⑥その他については、資料記載のとおりとなっております。

また、介護予防センターの新設に伴い、市包括から介護予防センターに移管される業務については、4 ページ下段から5 ページにかけて記載しているとおりにとなっております。

なお、これまでご説明いたしました事業計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなど、状況に変化があった場合には、変更する可能性がありますことを申し添えます。

6 ページから7 ページに渡りますが、市包括と高齢者支援センターの役割分担を掲載しております。市包括は、高齢者支援センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行うほか、地域包括ケアシステムの構築のために、国が重要施策として推進しております、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携の推進、生活支援体制の整備、地域ケア会議の充実及び総合事業における多様なサービスの実施に重点的に取り組むこととしております。

次に、8 ページから9 ページに渡りますが、こちらは各高齢者支援センターの今年度における重点活動と目標を掲載しております。今年度は、見守りが必要な高齢者を地域で支える「高齢者見守りネットワーク事業」を重点活動とする高齢者支援センターが多くみられます。

以上で、令和2年度の事業計画の説明を終わらせていただきます。

■会長

ありがとうございます。ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

■委員

町内会や民生委員さんと連携して各種事業を進められているかと思うのですが、私は吹上地区で保健推進員を務めておまして、保健推進員の会議などの機会に地域包括支援センターの取組についてお話していただければいいなと思っています。

これまで聞いたことがない言葉も多く、たくさんの方に様々な情報を知ってもらうためにも、保健推進員の会議でも取組をご紹介いただければと思います。

もう一点。8 ページの高齢者支援センターの重点活動及び目標について、住んでいる地

区である柏崎・吹上地区高齢者支援センター八戸市医師会の内容を見ていましたら、高齢者が利用する地域資源にスーパー、銭湯、薬局等と書いていました。ほかのセンターではこのような記述は見られないのですが、スーパー、銭湯、薬局という不特定多数の方がたくさん来る施設に高齢者の見守りを依頼し、情報連携のネットワークを構築するというのは可能なのでしょうか。依頼に応じてくださるものなのでしょうか。もし可能なのであれば、市内全域に広げることができればいいなと思います。この点、現実的なものなのかどうかお伺いしたいと思います。

■事務局

まず一つ目のご要望についてですが、お声がけいただければ会議の方に出席させていただきまして、地域包括支援センターの取組についてご説明させていただきます。

市のほうでは高齢者の見守りのネットワークづくりを進めております。現状、高齢者の皆さんについては、民生委員や地区社協の一部の役員の方々が見守っているという状況です。これを地域全体で見守りましょう、そのようなネットワークをつくっていきましょうということで、力を入れて取り組んでおります。このようなことから、機会がありましたら是非お声がけいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、二つ目のご質問についてお答えします。スーパー、銭湯、薬局といった地域資源とのネットワークの構築についてですが、先ほどもお話しましたとおり、地域の中には様々な地域資源がございます。地域によって違いもございますが、できるだけ多くの方々にご協力いただいて高齢者を支援していければと考えています。

以前は「地域の子どもは、地域で育む」と申しましたが、少子高齢化が進展する昨今は「地域の高齢者は、地域で守る」という状況です。このような中、高齢者を守っていくのは民生委員や地区社協、町内会の一部の役員ではなくて、あらゆるの方々にご協力いただいて、連携してネットワークをつくって高齢者を守っていく必要があります。先ほど委員からお話があった認知症が疑われる方がいた場合には、ネットワークを通じて情報を共有することも可能になります。

柏崎・吹上地区において、スーパー、銭湯、薬局と書いているということは、このような施設から協力を得られるということで記載しているものと考えています。そのような実績を重ねていくことができれば、他の地区にも情報を共有することで、市全体に取組を広げていくことができるものと考えております。

■委員

今年一年でどのような連携事例が出てくるかということですね。

何度も申し上げますが、私は吹上地区に住んでいるので中心街にもよく来ます。現在、新型コロナの影響で休止になっていますが、はっちでは毎週木曜日に「まちの保健室」が開催されており、血圧を測ったり、健康に関する相談を受けたりしています。このように高齢者が自分の健康も考えながら、保健師と話すことができる機会、気軽に訪れることができる機会がすごくいいものと思っていますので、気軽に集まる機会がある公の施設、中心街であればマチニワも含めてですが、そのような事例を各地区で共有できればいいのかなと思いました。

■事務局

一つ目のご質問についてお答えします。ネットワークに関してこれから連携事例が出てくるのでしょうかということについてですが、それをすごく期待しているところでございます。どこの地区も高齢者支援センターが中心となって高齢者支援を行っているわけですが、高齢者支援センターが最も頼りにしているのが民生委員となります。そこに地区社協や老人クラブ、町内会が加わってネットワークを構築しているところであります。その中で、先ほどお話したような事例がどんどん出てくれば、皆さんに情報発信をしていきたいと思っております。

そして、はっちの件につきましては、現在は新型コロナの影響で休止しておりますが、当課でも2か月に1回、シニアカフェということで高齢者の方々を集めてイベントを開催しておりました。

昨今、高齢者の皆さんの居場所がないとか言われていますので、高齢者の方々が閉じこ

もらないように、いきいきと生活していただきたいと、楽しみを持って仲間をつかって生活していただきたいという目的をもってシニアカフェという高齢者集いの場を一生懸命進めているところであります。新型コロナウイルスが落ち着きましたら、はっちにおきまして2か月に1回ほどの頻度でこの活動も進めてまいりたいと考えております。また、シニアカフェの開催を通じて、相乗効果で高齢者支援のネットワークスづくりも進めてまいりたいと考えております。

■会長

他になければ、令和2年度の事業計画について、事務局案のとおり承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、令和2年度地域包括支援センター事業計画について、承認することといたします。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認についてご説明します。資料3をご覧ください。

本件は、「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合に、中立性及び公正性の確保を図る必要があるため、承認をいただくものです。

本日は、「1. 委託事業所」に記載しております事業所につきまして、ご審議をお願いしたく存じますが、既に2か所の高齢者支援センターと委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

「ミライフルケアプランサービス八戸」につきましては、本人からの希望により、同事業所と委託契約を締結し、サービスを提供するものです。

事業所の詳細といたしましては、「2. 職員に関する事項」をご覧ください。受託業務を実施する介護支援専門員は1名、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は13年となっております。受持利用者数ですが、こちらは担当している利用者の数となっております。また、給付管理件数は受持利用者数のうち、実際にサービスを利用している利用者の数で、令和2年4月1日現在のものとなっております。予防プラン作成経験年数13年の介護支援専門員は、受持利用者数34人。うち、給付管理件数は34人。事業所全体として受託可能件数は、職員数が1名のため、現状と同程度の34件となっております。

最後に、「3. 給付管理者数」についてですが、ミライフルケアプランサービス八戸の介護支援専門員が受け持っている利用者の中で、実際にサービスの提供を受けられている方々の介護度を表したもので、ご覧のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようであれば、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、事務局案のとおり承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

議事は以上ですが、そのほか何かございますでしょうか。

ないようであれば、私の方から2つほどお話させていただきたいと思います。

1つ目は以前の会議でもお話をさせていただいたのですけれども、認知症の方の支援の取組を進めているということですが、私も診療をしておりますので、認知症と診断をして、介護認定の申請をするという患者さんもいらっしゃいます。

認知症と診断をして治療をしている患者さんでも、高齢者支援センターに申請をしに行くと、簡易的なテストや聞き取りをした上で、まだ該当しないと言われるケースが以前から散見されてはいたのですが、未だに見られるようです。

最近気がついたのですが、このような事例は市内に限らず、連携中枢都市圏内の周辺町村でもあるということがわかりました。こういったことは非常に大事ですし、全国の運用と明らかに違う運用がなされていることが、10年近く前からあるということで指摘をさせていただいたのですが、どうやら個別の高齢者支援センターの対応というよりは、圏域のマニュアル等の問題があるのかもしれないと感じております。今後はそちらの方の確認作業をする必要があると考えております。

この件につきましては、市の方と周辺町村の方でも連絡を取って確認を進めているところなのですが、もしかすると圏域独自の運用ルールというものが、全国の運用とずれた形で定着してしまっている可能性があると考えておまして、そちらの方の確認を進めたいと考えております。

もうひとつは、新型コロナウイルスの対策です。こちらの方も、在宅医療なんかをやっていますと、居宅、通所、訪問等の介護保険の様々な事業所が面会についての制限や首都圏から来た方への対応を取っていることがわかります。現在はそれぞれの事業所、法人で対策を取っている状況ですが、まちまちなどころがあって、事業所だけではなく利用者も含めて、どのように対応したらいいのか難しいところがあるのかなと感じております。

医師会や介護支援事業所協会ですとか、そういったところでも現状を把握した上で、できる限り感染予防の対策として適切なものをできるだけ統一的な形にしていくような働きかけをしていきたいと考えております。

全国の方でも在宅ケアをやっている団体が指針を出していたり、在宅医療連合学会というところでも情報提供を行ったりしていますので、そういったところともすり合わせを行いながら。また、地域によっては厳しすぎるのところと、もう少ししっかりやったほうが良いのではないかとこのところがありますので、そのようなところも他の団体と連携しながら、地域全体の統一化と適正化に努めていく必要があると考えております。

以上、二点コメントをさせていただきました。

そのほか、何かございますでしょうか。

■委員

先日、施設を利用する利用者のご家族から質問がありまして、八戸市におけるPCR検査の1日当たりの最大能力について聞かれました。この前、青森県では350件という数字が示されましたが、八戸市ではどれくらいの件数が可能なのか、ご存知であれば教えていただければと思います。

■事務局

私どもの方では把握しておりませんでしたので、担当課に確認して後ほどお知らせしたいと思います。

■会長

行政検査の件数というのは、保健所の方に確認しなければわからないということですね。医師会の方では行政とは別に検査センターを立ち上げておまして、1日20件までできるそうです。

■委員

現在、東京都のほうで感染者が増加していて、この状況が第2波なのかはよくわかりませんが、前よりは確実に出ています状況ですよね。重症患者の数は減っているけれども、感染者数は多く出ている。そのような状況に対して、検査可能な件数がもう少し明確に示されてもいいのかなという気がしています。

介護審査会の理事会のほうでも少し話しましたが、我々が知りたい数字というものはご家族の皆さんも知りたい。面会謝絶や施設への立入禁止の措置を取っていますので、ご家族の皆さんが施設にいるから大丈夫だなと考えているのは感じています。

そういう対応を連携してやっていかないといけない。そのためには、市からの情報ももう少し具体的に欲しいなと思います。勝手な言い草ですが、お知らせいただければいいなと考えています。

■事務局

担当課に確認いたします。

■会長

そのほかに何かございますでしょうか。

■事務局

先ほど、会長から高齢者支援センターに介護認定申請の依頼をかけてもスムーズに申請が進まないというお話がありましたが、前回そういったお話を会長からいただきまして、高齢者支援センターの方には医師が介護申請を必要と判断したのであれば、申請を進めるようにと説明をしておりました。ただ、それ以降もお話に合ったケースが散見されるということであれば、改めて高齢者支援センターに周知してまいります。

■会長

その点については、まだ徹底していないことがあるのかなということが1つと、認定審査会のほうでも医師の診断がついているのに「非該当」になるというケースがありまして、そのような点が全国の運用と大きく異なっているというところは、何年も前からなので見直しをしていかなければいけないと考えています。

認定率にも出ております。要支援の認定率が非常に少ないという点は統計学的にあり得ず、八戸地域だけこのような状況になっているということは認定審査会でも問題視しています。そこに影響しているのが、最初の入口のところと認定審査と両方あるかもしれないというところで、詳しくみていきたいと思えます。

そのほか何かございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。ありがとうございました。

次第3. 閉会

■事務局

ご審議ありがとうございました。

次回の運営協議会は、令和3年2月9日（火）に開催する予定でございます。

内容といたしましては、令和3年度地域包括支援センター運営方針についての審議と地域ケア推進会議を予定しております。後日文書で御案内差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上で、連絡事項を終わります。

■司会

これをもちまして、令和2年度 第1回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。